

附属書 生産森林組合総代選挙規程例の特例

総代の選挙において書面又は代理人による選挙権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合総代選挙規程例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(選挙の通知)

第4条 組合長は、選挙の期日の10日前までに、総代の選挙を行うべき旨の通知状に選挙管理者及び投票管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、選挙区ごとの選挙する総代の数並びに候補者の氏名及び生年月日（候補者が確定していない場合は、候補者の氏名等の掲示方法及び場所）を記載し、これを組合員に送付しなければならない。

- ② 前項の通知に際して、候補者の氏名を記載する欄及び選挙する総代の数、選挙権の行使の期限、書面で投票する場合の方法を記載した選挙権行使書面（以下「選挙権行使書面」という。）を交付しなければならない。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(立候補の届出)

第11条 この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を組合員に通知する日の前日までの間の5日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに組合の掲示場に掲示するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。

- ② 組合員でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。
- ③ 総代に立候補しようとする者は、第1項の期間の末日までに、その旨を書面で選挙管理者に届け出なければならない。この場合において、届出の書面には、住所、氏名及び生年月日を記載した書面を添付しなければならない。
- ④ 総代の候補者を推薦しようとする者は、第1項の期間内に選挙管理者に対し、候補者本人（以下この条において「本人」という。）の住所、氏名及び生年月日を記載した書面とともに、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。
- ⑤ 選挙管理者は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を第3項の期間の経過後選挙期日の10日前までの間に組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示

するものとする。

- ⑥ 総代の候補者が立候補を辞退し、又は第4項の規定により総代の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書で選挙管理者に届け出なければならない。
- ⑦ 第5項の規定による組合の掲示場への掲示がなされた後は、総代の候補者又は総代の候補者を推薦した者は、立候補を辞退し、若しくは推薦の承諾を取り消し、又はその推薦を取り消すことができない。

「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、本条を削ること。

第12条第2項中「1票とし、」の次に「投票用紙をもって」を加える。

第14条第1項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加える。

第14条の次に次の5条を加える。

（書面による選挙権の行使）

第14条の2 組合員は、書面をもって選挙権を行うことができる。

第14条の3 組合員は、書面をもって選挙権を行うときは、第14条第2項の規定にかかわらず、投票用封筒（（甲）及び（乙）の2種とする。）を用意し、第4条第2項の選挙権行使書面に候補者の氏名を自署し、投票用封筒（乙）に封入し、これを投票用封筒（甲）に封入し、署名し、投票用紙在中と記載の上、選挙期日の前日の業務時間の終了時まで投票管理者に提出しなければならない。

- ② 組合員は、前項の規定により選挙権行使書面を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の選挙権行使書面以外のものを封入してはならない。
- ③ 組合員は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。
- ④ 組合員は、第1項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する選挙権行使書面を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。
- ⑤ 投票管理者は、第1項の規定により投票用封筒（甲）が提出されたときは直ちにこれを開封し、封入されていた投票用封筒（乙）を選挙期日の当日まで誠実に保管しなければならない。
- ⑥ 提出された選挙権行使書面の取扱に関する事項は、総代選挙投票の公正が確保されるよう規約で定める。

「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、第1項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

第14条の4 投票管理者は、組合員の投票が終了したときは、投票立会人立会の上、前条の投票用封筒（乙）を開封し、直ちに封入されていた選挙権行使書面を投票箱に入れなければならない。

ただし、第15条の規定により投票を拒否する場合は、この限りでない。

第14条の5 組合は選挙の日から3月間、提出された投票用紙を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- ② 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 3 請求者が前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 4 請求者が、過去2年以内において、前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（代理人による選挙権の行使）

第14条の6 組合員は、代理人をもって選挙権を行うことができる。

② 前項の規定により組合員が選挙権を行わせようとする代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 組合員
- 2 その組合員と同じ世帯に属する成年者

③ 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

④ 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

⑤ 第14条及び第14条の5の規定は、第1項の規定により代理人をもって選挙権を行う場合に準用する。この場合において、同条第1項中「投票しようとする選挙人が本人であるか否か」とあるのは「当該代理に係る本人が組合員であるか否か」と、第14条の5中「投票用紙」とあるのは「代理権を証する書面」と読み替えるものとする。

第18条第3項及び第5項中「第5条」を「第11条」に改め、同条「備考」を「備考（1）」に改め、次の1項を加える。

（2）第4項中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。

第19条に次の「備考」を加える。

「備考」

立候補制を採らない組合にあつては、本条中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。